



こうめい 越谷市議団 ニュース

編集／発行

公明党 越谷市議団

市役所 4F 市議団控室
TEL.963-9266 FAX.964-4917
E-mail : komei-k@jn2.so-net.ne.jp

このたびの竜巻により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます

日頃より皆様には、温かいご支援をいただき、誠にありがとうございます。

9月2日に発生した竜巻災害にて被災された皆様にお見舞い申し上げます。我々、市議団も発生当初より現場に直行し、被災地域の状況と被災住民からの要望を伺って参りました。9月4日には市長に、一刻も早く被害の全容を掌握するとともに、被災した住民の支援、地域の復旧に全力を上げるよう、強く要望しました。(要望事項は下記)

被災された皆様が一日も早く、生活再建できますよう、議員団一致団結して、全力を尽くして参ります。

★公明党越谷市議団 竜巻災害の緊急要望事項★

1. 自宅に住めない被災住民に対して、一刻も早く公営住宅などの提供及び民間住宅の借上げを行うこと。
2. 被災住民への義援金受付(窓口及び銀行口座)を早急に開設すること。
3. 市独自の見舞金の支給を検討すること。
4. リ災証明書の申請受付窓口の拡充と、証明書の発行を早期に実施すること。
5. ガレキ処理の撤去・搬出方法の周知徹底を図ること。
6. 被災者住民説明会の早期実施を図ること。
7. 県に対し、県独自の見舞金制度の創設を求めること。



～9月定例議会より～

9月定例議会が、8月30日から9月24日まで開催されました。その要旨を紹介します。尚、議会中に竜巻災害が発生しましたので、災害復旧を優先するため、予定されていた一般質問は取り下げ、決算特別委員会も10月に延期となりました。

【主な議案】

- ◆市長・副市長・教育長・常勤監査委員・職員の給料を、平成25年9月1日から平成26年3月31日まで減額。
・市長は20%、副市長・教育長は15%、常勤監査委員は10%、市職員 平均6.6%をそれぞれ減額。
- ◆補正予算
 - ・一般会計 46億円
 - ・特別会計(8会計) 27億5571万3000円
 - ・病院事業会計 1億円
 - ◇通学路の安全対策(宮本小、平方中)
 - ◇雨漏り・非常階段の整備(弥栄小、蒲生二小)
 - ◇堂面橋、平和橋の耐震化整備 など
- ◆監査委員の選任
- ◆地方税法の一部改正に伴う改正 など

<竜巻災害関連>

- ◆見舞金支給に関する条例
 - ・支給額：住宅の全壊 1世帯につき 5万円
 - 住宅の半壊 1世帯につき 3万円
 - 住宅の一部破損 1世帯につき 1万円
 - (従来、全壊10万円、半壊5万円の支給がされていたが、今回は新たに、市独自に上乘せするもの)
- ◆家賃給付金の支給に関する条例
 - ・支給額：入居世帯4人以下 月額5万円
 - 入居世帯5人以上 月額7万円
 - ・支給期間：住宅の全壊 1年以内
 - 住宅の半壊 6月以内
- ◆補正予算(補正予算額：一般会計13億4000万円)
 - ・災害復旧費用がメイン
 - ・第二学校給食センターの災害復旧工事
 - ・桜井南小、北陽中のランド土の入れ替え など

◆意見書が提出されました◆

- 竜巻被害の早期復旧と生活再建に関する意見書 (要望事項は裏面☆) …… 可決
- 建設従事者におけるアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書(請願の採択による) …… 可決
- 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実現を求める意見書 …… 可決

◆「ふらっと」おおぶくろ オープン! 10月1日から

商店街の空き店舗を利用した、「ふらっと」がもうに続く、市内2店舗目の憩いの場としてオープンしました。
・営業時間：月曜から土曜の午前9時から午後5時(年末年始除く)
・場所：袋山1435-16 ・電話/FAX: 975-4000

◆10月から月1日、休日の市民課業務を開始します!!

市民サービスの向上を図るため、10月から、原則として第3日曜日に転入や転出等の住民異動届や印鑑登録申請及び住民票の写し等の諸証明書の交付等の市民課業務の取り扱いを開始します。

- ・開始期日：10月から、第3日曜日の午前9時から午後4時
- ・取扱業務：各種証明書の発行(住民票の写し、印鑑登録証明書等)等<問い合わせ：963-9126>

◆南部出張所が移転します。

待合スペースの確保やプライバシーの保護に配慮し、より利用しやすい施設として、平成26年3月3日から、現在の越谷コミュニティセンター管理事務室へ移転されます。
<問合せ：988-6611>

公市明議党

- | | | | | | |
|-----------|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| おかの 英美 | もりや とおる | はしづめ 昌児 | 竹内 えいじ | せが きょうこ | はたや 茂 |
| 市議会副議長 | 市議団団長 | 総務常任委員長 | 建設常任副委員長 | 議会運営委員 | 民生常任委員 |
| 民生常任委員 | 教育・環境経済常任委員 | 東埼玉資源環境組合議員 | 農業委員 | 建設常任委員 | 越・松水道議員 |
| ☎964-7019 | ☎977-1997 | ☎989-1397 | ☎966-1015 | ☎989-6222 | ☎970-7593 |

市民気相談はに

越谷市竜巻災害支援情報

このたびの竜巻により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます

◆被災者相談窓口（り災証明書受付）の設置

- ・市役所 第二庁舎 5階 大会議室に窓口を設置。
- ・開設時間：午前9時～午後4時30分。（土・日・祝日も受け付け）
- ・電話：048-964-2111（内線2885～2894）

◆災害救助法と被災者生活再建支援法が適用されました

- ・支援の概要（単身世帯は75%支給）
 - (1) 住宅が「全壊」し、新たに住宅を「建設又は購入」する世帯：最大300万円
 - (2) 住宅が「大規模半壊」し、新たに住宅を「建設又は購入」する世帯：最大250万円
 - (3) 住宅が「大規模半壊」し、住宅を「補修」する世帯：最大150万円

◆竜巻被災者支援制度説明会を実施（9月26日と9月27日）

◆越谷市竜巻災害生活必需品購入支援金を給付

- ・越谷市社会福祉協議会では、竜巻により、住宅が全壊又は半壊の被害を受けた世帯に対し、生活必需品である家電製品等の購入に対する支援金を給付。

◆被災された方への支援制度の概要（冊子版）を配布

- ・この冊子は、平成25年9月2日に発生した竜巻によって被災された皆さまへの各種支援制度の概要をまとめたもの。
- ・冊子は以下の場所でも配布しています。
→市役所第二庁舎5階被災者支援対策室、北部市民会館、くすのき荘、桜井地区センター、新方地区センター、大袋地区センター、荻島地区センター

◆市営・県営住宅、国家公務員宿舎を提供

- ・竜巻で被災された方へ一時的に市営・県営住宅、国家公務員宿舎を提供。

◆竜巻で被災された方へ住宅の応急修理制度のご案内

- ・竜巻の被害により、自宅に住むことができなくなった方に代わって、市が直接業者に依頼して修理する制度。
お問い合わせ：被災者支援対策室（越谷市役所第二庁舎5階）
電話：048-964-2111（内線2885～2894）

◆預金の払い戻し等の金融上の措置について

- ・り災者が通帳等を紛失した場合でも、預金者であることを確認して払い戻しに応じる等が実施されます。

◆竜巻被害に便乗した悪質リフォーム業者への注意をよびかける、チラシの配布。

◆災害復興住宅融資のお知らせ

- ・住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）の融資に関する各種のご相談は、以下のお問い合わせ先まで。
◇住宅に被害を受けた方に対する融資に関するご相談
- ・機構（公庫）融資又はフラット35（買取型）のご返済に関するご相談：住宅金融支援機構 お客様コールセンター
災害専用ダイヤル（被災された方専用のダイヤル）
フリーダイヤル 0120-086-353
※営業時間は9時～17時（祝日、年末年始は休業）
- ・機構（公庫）から融資を受けている方の特約火災保険に関するご相談：損害保険ジャパン事故サポートデスク
フリーダイヤル 0120-727-110
※営業時間24時間365日
- ・機構（公庫）融資又はフラット35（買取型）をご返済中の方の団体信用生命保険に関するご相談：住宅金融支援機構
お客様コールセンター
団信専用ダイヤル フリーダイヤル 0120-0860-78
※営業時間は9時～17時（土日・祝は休業）

◆保育料の減免等

- ・常時居住している住宅が、越谷市の「罹災調査」で一部損壊以上と判定された方で、子どもが保育所又は家庭保育室に通っている方の保育料の減額や、家庭保育室保護者補助金の加算を、平成25年9月分から平成26年3月分まで実施。
お問い合わせ：子ども家庭部 保育課 電話：048-963-9167

◆証明書発行手数料の免除

- ・竜巻で被災された方は、当分の間、証明書発行手数料が免除。
詳細は、証明書申請時に窓口担当者まで。

◆税制上の支援措置等

- ・竜巻で被災された方へ税制上の支援措置等のお知らせ

市・県民税（個人）の減免	市民税課	048-963-9144
固定資産税・都市計画税の減免	資産税課	048-963-9147
国民健康保険税の減免	国民健康保険課保険担当	048-963-9146
市税の徴収猶予	収納課	048-963-9142
市税に関する納期限等の延長	市民税課	048-963-9144
	収納課	048-963-9142

◆行方不明になっているペット（犬・猫）をお探しの方へ

- ・犬がいなくなった場合は、春日部保健所（電話048-737-2133）、猫がいなくなった場合は、埼玉県動物指導センター南支所（電話048-855-0484）までご連絡ください。
受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時15分

◆健康相談の実施

- ・健康に関する相談を市民健康課（保健センター）でもお受けしています。
お問い合わせ：市民健康課（保健センター）電話：048-978-3511
相談受付時間：月～金曜日（祝日を除く）8：30～17：15

◆その他、農家の方や、中小企業支援等は、市のホームページ 又は、被災者支援対策室まで。 電話：048-964-2111（内線2885～2894）

☆市議会の対応

竜巻災害発生当日、議会内に「災害対策支援本部」を設置し、市の災害対策活動を支援していくとともに、議員自らが迅速かつ適切な災害対応に取り組んで参りました。

また、9月10日の本会議において、議員提出による「竜巻被害の早期復旧と生活再建に関する意見書」を全員一致により可決し、国に提出しました。（要望事項は以下）

1. 災害救助法に基づく救助程度、方法及び期間については、被災者や被災地の状況を十分に考慮すること。特に住環境の整備については、同法の規定する応急仮設住宅に民間借上げ住宅を含めること。
2. 被災者生活再建支援制度については、屋根の滅失などにより居住できなくなるといった竜巻被害の特殊性を考慮し、支援法の対象とならない被災世帯についても支給対象とするなど被害認定基準の柔軟な運用を図ること。また、被災者の経済的負担を軽減するため、支援金の支給額を引き上げること。さらに、建替え、修繕等に必要な資金確保のための融資条件の緩和や無利子融資を実現させること。
3. 被害を受けた中小企業の復旧は長期化することが予想されるため、資金の調達や新たな助成制度の創設など支援策を講じること。
4. がれきが飛散し、営農上支障が生じている農地の復旧について、十分な財政的支援を行うとともに、農業所得への影響額に対して補償措置を講じること。
5. 被害を受けた公共施設等の復旧及び修繕について、十分な財政的支援を行うこと。
6. 被災者に対して、税負担の軽減措置を講じること。